教科書通りではダメ

細やかな配慮が足りず感情的な摩擦が生じる

相続問題を活用したコンサルティング・セールス

㈱ＵＢＦ　代表取締役
東　潤一

㉑

最近の実務から気になること

2割加算を知らない

孫が死亡保険金受取人の契約

相続税改正の行くえが混沌としていますが、改正が行われるとなると、生命保険契約について気にかかることがあります。

それは一時払タイプの年金保険や終身保険を金融機関の窓口で契約されているもので、死亡保険金受取人がお孫さんになっている証券をよく見かけることです。

事情をお聞きすると、「子供達には他の生命保険で受取人になっている契約があるので、孫を受取人にすることもできるか?」と尋ねたら、構わないと言われたのでという答えが多いのです。

以前あったのは、相続が発生し相続税の課税がなされるケースで、お孫さんと養子縁組をしていないので法定相続人ではないケース。この場合、2割加算の相続税負担になりますが、「そんなことは聞いていない」ということでしたので、受取人を変更する手続きをするようにアドバイスしました。

気がかりなのは、税制改正が実施され相続税の課税対象が拡大すれば、こういうケースが増えるのではないかということです。

現在の税制では相続税の対象とならないので、2割加算の問題は関係ないというお客さまが、税制改正によって相続税の課税対象になった際に、知識がないために余分な税金を支払うことになってしまうケースも出てくると思われます。また、生命保険金の非課税制度についても見直しが予定されていますし、相続税の改正に関心をお持ちのお客さまには、これを機会に死亡保険金の受取人を確認することをお勧めする必要があるのではないでしょうか。受取人の確認をきっかけにして、生命保険の活用方法について見直しが必要であることが判明する場合もあります。

自筆証書遺言が増えている

法的に無効になることはないが…

遺言についても、最近、実務を行って気になったことがあります。

先月も書きましたが、自筆証書遺言を書く人が増えているようです。相続対策のハウツー本や遺言書の書き方のハウツー本を読んで勉強されたりして、書いておられるので、法的に無効になるようなことはありませんが、細やかな配慮が足りないために親族間で感情的な摩擦が生じるようなケースも見受けられます。遺言書キットが流行っているので、自分でも購入して中身を見てみました。なるほどよく考えて作られているなと感じました。ただ、法的に問題のない遺言を作成することと、必要最小限の心情配慮のされた教科書通りの遺言作成になる可能性があります。

「うちの子供たちは仲がよいから、心配はないが念のために書いておこう」「うちの子供たちは、親の私が心配するほど欲がないから、譲り合って財産分割がまとまらないかも知れないので、遺言で財産分割を指示しておこう」といったご家庭にはよいと思いますが、親族の配偶者も含めた人間模様や介護の問題、二世帯住宅で土地の名義が親である場合などは、専門家に自分で書いた遺言書を見せて、問題がないかを相談されることをお勧めします。

なぜなら、自分では熟慮して書いた遺言書でも落とし穴がある場合があるからです。

例えば、「どのような気持ちで財産の分割方法を考えたのか」「自分が亡き後の親族の生活への配慮」などの心情を遺言に書き記すことは必要です。しかし、相続人全員に対しての心情を書き記していれば良いのですが、一部の相続人に対してのみ書き記しておられる場合があります。

このような場合、財産分割についてのみ記されている親族や、まったく自分のことが記されていない親族は、心情的に複雑な思いを抱える場合があります。

そのため、相続手続き以後の親族関係がぎくしゃくしたり、遺言の書き方によっては部分的に遺産分割協議書が必要となることがありますが、その際に署名捺印がスムーズにもらえなかったりするケースもあります。

自筆証書遺言の場合、相続人に残したい不動産を「相続させる」と書くべきところを、「遺贈する」「贈与する」などの記載をされていて、不動産の登記が単独でできない場合などがあります。

また、預金や不動産の金額を財産目録として遺言書に記載されているケースもあります。この際に、死亡保険金の受取人を指定しておけば、固有財産として他の相続人と遺産分割協議をする必要がないにも関わらず、生命保険金の金額まで記載されているケースがあります。

一般的な金額であれば、生命保険金は遺留分を計算する際に含めないが、記載の仕方によっては、相続人の心情に大きな影響を与える場合があります。遺言書は、単なる財産分けの指示書になってしまうと、親族間で心情的なしこりを残してしまうことになりかねませんから、慎重に書かねばなりません。

新しい年を迎えるにあたって、遺言書を毎年書き直すというお客さまもいらっしゃいます。

大変良いことだと思いますが、先に述べたようなことがないか確認された方が良いですよと、相続税の改正の話題から遺言の話題にまで話が広がれば、保険営業に携わるみなさんからアドバイスをしていただけるとよいと思います。そこから、財産構成や親族関係について課題があれば、生命保険商品を活用した課題解決のご提案を必要とすることも多くあります。

年末が近づいて来ますので、今年の贈与税の基礎控除をまだ活用しておられない場合は、保険料の贈与についてご提案するチャンスでもあります。相続開始前3年以内の贈与財産についてのルールのこともありますので、ぜひお声かけして頂ければと思います。

また、正月に親族が集まるというご家庭も多いでしょう。普段は実家になかなか戻って来られないお子さんたちに、相続対策のことを話すよい機会です。実際に、親族に財産の分け方について、話をされている方も多いのです。しかし、口頭で子供達に言い聞かせているので問題ないとおっしゃる方が意外に多いのです。50代や60代になっても、親からすると子供たちという感覚ですが、配偶者や子供もいてそれぞれに独立した家庭を持っていますから、一緒に住んでいた子供の頃とは事情が違います。

それでも、親が元気な間は、親に自分の欲は見せたくないという心理が働いて、正月に集まった際に、親から財産の分割方法についての話があっても、「自分は親の財産をあてにはしていないから」と言っておられるケースも多いのです。それを聞いた親は、「うちは遺言書まで書かなくても、子供たちは理解しているから大丈夫だ」と思い込んで、遺言書も遺産分割対策もせずにいて、いざ相続が発生すると親という「重石」がはずれ〝争族〟に発展するケースを多く見受けます。

重石が外れた後にも、親族がもめないような配慮をすることは、お客さまご自身では意外とできそうでできないものです。その一助を、保険営業に携わるみなさんが担うことは、お客さまご自身と、みなし相続人である親族の方々と、そして大きなビジネスチャンスをつかむ可能性のあるみなさんにとってもメリットがあるので「三方よし」となると思います。

年末に向けて、今しかできないお声かけを実践していただければと思います。

親族がもめないために

親という重石がはずれても大丈夫?

あづま・じゅんいち
㈱ＵＢＦ　代表取締役。ＮＰＯ法人全国資産に関する相談センター代表理事、ＣＦＰ。簡易保険の営業を経て、99年から乗合代理店となり、保険の営業プラスＦＰを活用したコンサルティングを展開する。現在は、独立系ＦＰとして、相続・事業承継プランニングを中心にファイナンシャル・プランニング全般の相談業務を行い、セミナー講師としても活躍中。著書等に、「トラブル事例に学ぶ事業承継」、シンニチ実践ＣＤセミナー「トラブル事例に学ぶ事業承継コンサルティング」（新日本保険新聞社刊）がある。

相続税法第18条（相続税額の加算）

相続又は遺贈により財産を取得した者が当該相続又は遺贈に係る被相続人の一親等の血族（当該被相続人の直系卑属が相続開始以前に死亡し、又は相続権を失つたため、代襲して相続人となつた当該被相続人の直系卑属を含む。）及び配偶者以外の者である場合においては、その者に係る相続税額は、前条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した金額にその百分の二十に相当する金額を加算した金額とする。

2　前項の一親等の血族には、同項の被相続人の直系卑属が当該被相続人の養子となつている場合を含まないものとする。ただし、当該被相続人の直系卑属が相続開始以前に死亡し、又は相続権を失つたため、代襲して相続人となつている場合は、この限りでない。

【2割加算の趣旨】

孫が財産を取得すると相続税を1回免れることになることや、相続人以外の人が財産を取得することは、偶然性が高いといった理由などから、相続税の負担調整を図ることを目的として加算することとされています。